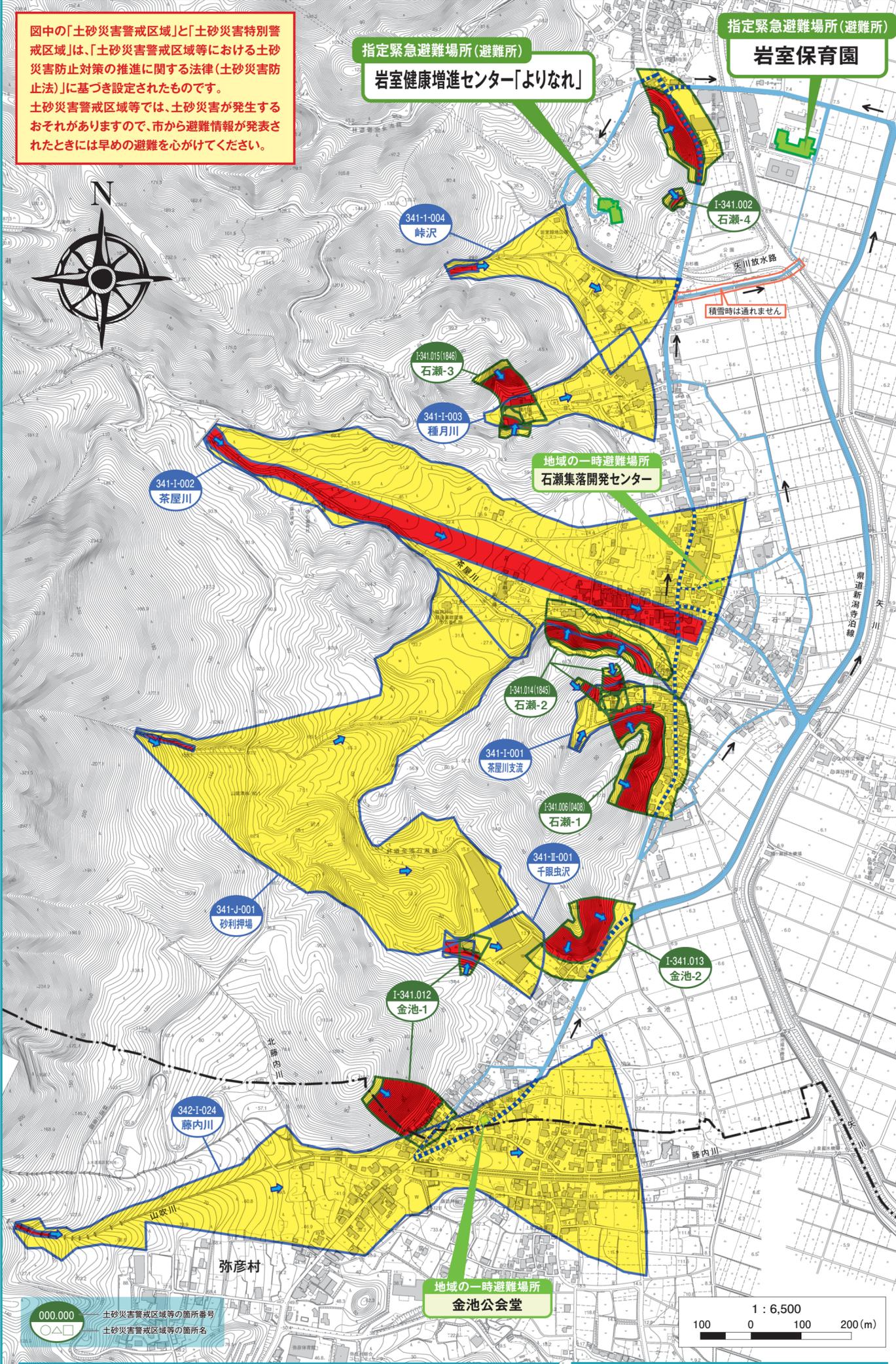


図中の「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき設定されたものです。土砂災害警戒区域等では、土砂災害が発生するおそれがありますので、市から避難情報が発表されたときには早めの避難を心がけてください。



凡例

土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
土砂災害特別警戒区域(土石流)	
土砂災害警戒区域(土石流)	
指定緊急避難場所(避難所)	
地域の一時避難場所	
避難路	
避難路(危険区域内を通る避難路) がけ下を避難する場合はがけ崩れに注意しましょう!	
土砂のおおよその移動方向	
市町村界	

土砂災害とは

がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	土石流	地すべり
<p>地中にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって斜面が崩れ落ちる。</p>	<p>山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流される。</p>	<p>斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する。</p>
<p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がけからの水がこぼる ●がけに亀裂が入る ●小石がはらはら落ちてくる 	<p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山鳴りがする ●雨が降り続けているのに、川の水位が下がる ●急に川の水が濁り、流木が混ざっている 	<p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地面に亀裂、段差ができる ●樹木が倒れる ●斜面から水がふき出す

平成10年8月4日の大雨による「がけ崩れ」の様子
市内の市街地で集中豪雨によりがけ崩れが発生したものです。

新潟県ホームページでの土砂災害に関する情報提供

土砂災害警戒情報システムのホームページ

雨量に関する情報や土砂災害発生危険度などを見ることが出来ます。

【パソコン】
<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/index.html>

【携帯電話】
http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou_m/

※二次元コードが読み取れない場合は、上記URLから直接ホームページへアクセスしてください

～土砂災害警戒情報とは～

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険性が高まったときに、市町村長が住民へ避難勧告等を適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難判断にも参考となるよう新潟県と気象庁が共同で発表する情報です。

緊急時の連絡先

我が家の避難場所: _____

電話番号: _____

緊急時連絡先	電話番号

避難時のメモ

避難情報の種類ととるべき行動

避難情報の種類	とるべき行動
<p>避難準備情報</p> <p>大雨警報(土砂災害)が発表され、災害の発生する危険性が高まったとき。</p>	<p>ひとり暮らしの高齢者や体の不自由な人などは、すぐに立ち退き避難をしましょう。土砂災害は突発性が高く予測が困難です。その他の人も、準備が整い次第立ち退き避難しましょう。</p>
<p>避難勧告</p> <p>土砂災害警戒情報が発表され、かつその後も強い降雨が予想され、災害の発生する危険性が非常に高まったとき。または、土砂災害の前兆現象が発見されたとき。</p>	<p>すべての人は、すぐに立ち退き避難をしましょう。どうしても立ち退き避難が困難なときや、立ち退き避難ができて危険なときは、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難をしましょう。それも難しいときは家の中でより安全な場所に避難をしましょう。</p>
<p>避難指示</p> <p>避難勧告が発表され、かつその後も強い降雨が予想され、災害が発生する危険性が極めて高まったとき。または、土砂災害が発生したとき。</p>	<p>避難していない人は直ちに立ち退き避難をしましょう。どうしても立ち退き避難が困難なときや、立ち退き避難ができて危険なときは、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難をしましょう。それも難しいときは家の中でより安全な場所に避難をしましょう。</p>

※立ち退き避難とは、指定緊急避難場所や近隣の安全な場所へ移動する避難行動のことです。「立ち退き避難」は、指定緊急避難場所へ移動することが原則です。指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険なときは、近隣のより安全な場所や、より安全な建物等へ避難してください。さらに、外出すること危険な場合には、屋内でもより安全な場所(がけから離れた部屋や2階など)へ移動してください。

- 指定緊急避難場所とは** 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市が指定した施設や場所です。
- 避難所とは** 土砂災害や地震等の災害により住居の倒壊、焼失などで住居を失った住民等を受け入れ、保護するため、被災者が一定期間滞在する場所として、あらかじめ市が指定した施設です。
- 地域の一時避難場所とは** 地域の住民が一時的な避難のために指定した避難場所です。

避難情報の入手方法

市では、以下の方法で避難情報を配信しています。自分に合った方法で、自ら進んで情報を入手しましょう。

<p>緊急速報メール (NTTコム、KDDI、ソフトバンク)</p>	<p>にいがた防災メール 登録制 右記の二次元コードから登録ができます。</p>	<p>テレビデータ放送 (NHK、BSN)</p>
<p>緊急告知FMラジオ (FM新潟、FM新津)</p>	<p>市緊急災害情報ホームページ http://niigatacity.niigata.jp/hinkyu/</p>	<p>ツイッター (新潟市危機管理防災局 @niigatacity_kib)</p>
<p>にいがた防災アプリ 下記の二次元コードからスマートフォンやタブレットで無料ダウンロードできます。</p>	<p>各種報道機関 (テレビラジオなど)</p>	<p>広報車</p>
<p>Android</p>	<p>Yahoo! ホームページ http://www.yahoo.co.jp</p>	<p>防災行政無線</p>

自らの身を守るために「日頃からの備え」と「早めの避難」を心がけましょう。土砂災害の前兆現象を発見したら、避難するとともに区役所などに連絡してください。

【この土砂災害ハザードマップに関するお問い合わせ先】
新潟市西蒲区役所総務課 TEL.0256-72-8143
 (新潟市ホームページ) <http://www.city.niigata.lg.jp/>